

序・背景と目的

序、背景と目的

(1) 背景

平成4年6月に「都市計画法」（以下「法」とする）の改正が行われました。改正の内容は用途地域の細分化、地区計画制度の拡充等、多岐にわたっています。その中で、市町村の都市マスタープランとして、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）」を創設しています。

それによると、都道府県は、那覇広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）（以下「区域マスタープラン」とする。）によって、広域的、根幹的な都市計画の方針を示し、市町村の都市マスタープランはその大枠を踏まえて、住民参加のもとに都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立することとなっています。

将来ビジョンは地域別の課題、それを踏まえての道路、公園等の整備等の方針をより具体的かつきめ細かく定めるものです。

本計画はその市町村の都市マスタープランとしての役割を担い、策定するものです。

(2) 目的

市町村の都市マスタープランは、住民参加のもとに糸満市が主体的に策定するものです。将来のまちづくりに積極的な住民の参加を促進し、意見を反映させてまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針を定めることが求められています。

また、これまでの都市計画行政において、街路・公園などの個別の都市施設は都市計画決定されつつありますが、それに連動した各地区の詳細な構想は不明確なままとなっています。

地域住民の意見を反映し、都市施設整備と連動したより詳細な計画を策定し、その実現に向け具体的なまちづくりの施策を明らかにすることが本計画の目的です。

(3) 改定の経緯

糸満市においては、平成30（2019）年9月に、都市マスタープランを改定し、住民参加による具体的なまちづくりの方向性や将来ビジョンを定め、都市施設整備と連動した施策を定めたところです。

一方で、沖縄県においては、那覇広域都市圏区域マスタープランの改定が、また本市においても総合計画の改定が行われたことを受け、都市マスタープランに位置付けられた方針の見直しやそれらを具体化していくための検討が求められています。

また、本市の内部に目を向けたときに、市北部地域は近年の開発動向を受けて適正な市街化や面的整備が求められています。一方、市街化調整区域に位置する南部地域は少子高齢化がさらに顕著になるなど、本市の都市計画を取り巻く状況の変化が加速してきているといえます。

こうした状況を勘案し、①上位計画の改定内容に即した見直し、②市が進める重点的なプロジェクトの都市マスタープランへの位置づけを目的として、再度本計画の改定を行うこととします。

□都市マスタープランの経緯の整理

平成 16 年 3 月策定

【策定の主な理由】

- ・平成 4 年の都市計画法改正による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）、いわゆる都市マスタープランの制度化

【当時の社会情勢やまちづくりの取り組み状況】

- ・人口 5 万 5 千人を突破（平成 17 年国勢調査）
- ・マリノベーション構想の策定
- ・リゾートパーク整備計画の策定
- ・観光農園整備計画の策定
- ・農業研究センター、水産試験場移転
- ・国道 331 号バイパス整備事業の導入
- ・潮平地区・武富地区における土地区画整理事業の導入



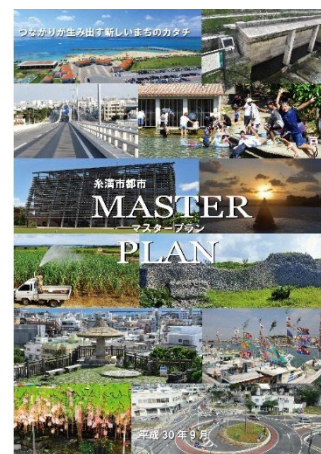
平成 30 年 9 月改定

【改定の主な理由】

- ・上位計画である「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」や「那覇広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更、「第 4 次糸満市総合計画」の策定

【当時の社会情勢やまちづくりの取り組み状況】

- ・糸満市風景づくり計画の策定（平成 26 年 3 月）
- ・糸満市地域防災計画の改定（平成 27 年 3 月）
- ・法第 34 条第 11 号、第 12 号による市街化調整区域における規制緩和の導入（平成 16 年～）
- ・糸満市人口ビジョン・総合戦略の策定（平成 28 年 3 月）
- ・国道 331 号の全線開通（平成 29 年 3 月）
- ・糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想の策定（平成 30 年 5 月）



令和 6 年 6 月改定

【改定の主な理由】

- ・上位計画である「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」や「那覇広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更、「第 5 次糸満市総合計画」等の策定

【当時の社会情勢やまちづくりの取り組み状況】

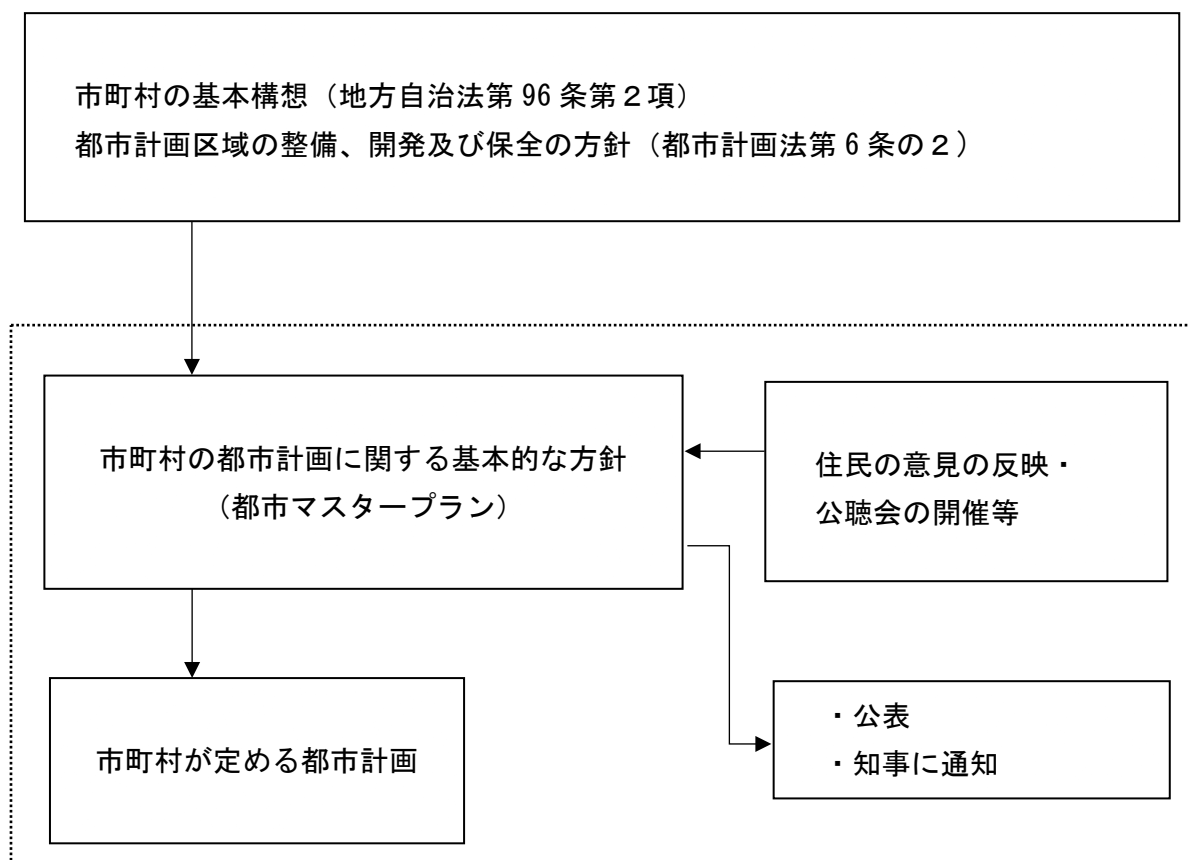
- ・市北部地域の宅地開発の進展及び喜屋武地域で特に顕著な人口減少・少子高齢化
- ・糸満市土地利用（真栄里地区）基本計画の策定（令和元年 8 月）・実施計画の策定（令和 6 年 3 月）
- ・糸満市南部病院跡地等造成事業基本計画の策定（令和 5 年 3 月）

（４）計画の目標年次

本計画は令和 2 年（国勢調査実施年）を基準年とし、目標年次は令和 17（2035）年とします。

□市町村の都市計画に関する基本的な方針

（都市マスタープラン）の法律上の枠組み



市町村の都市計画に関する基本的な方針

法第18条の2

市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針〔以下この条において「基本方針」という。〕を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

□都市マスタープランの構成

糸満市の都市マスタープランは以下のような構成になっています。

■都市マスタープランの構成

